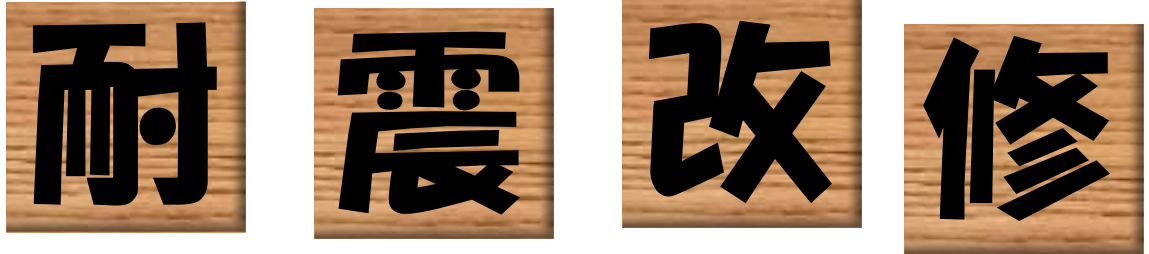


● 木造住宅の耐震改修を支援します。



木造住宅耐改修助成事業の概要

1 事業対象の木造住宅 (全てに該当することが必要です。)

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けていること。
- 在来軸組構法又は伝統的構法で造られていること。
- 階層が2階以下で、延べ床面積が30㎡以上であること。
- 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上あること。
- 耐震改修設計を行う場合は、一般診断法による上部構造評点(※)が1.0未満であること。
- 耐震改修工事を行う場合は、耐震改修設計時の精密診断法による上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること。また、申請年度の2月末までに工事が完了すること。

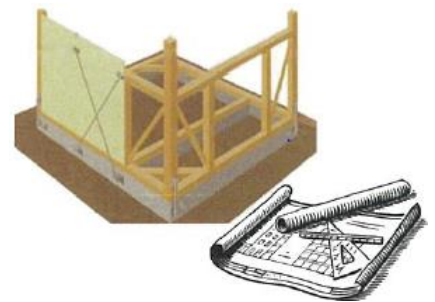
耐震改修に係る設計費及び工事費に対する助成制度です。

(※)上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値です。(下表参照)

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない。
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない。
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある。
0.7未満	倒壊する可能性が高い。

2 事業対象者 (全てに該当することが必要です。)

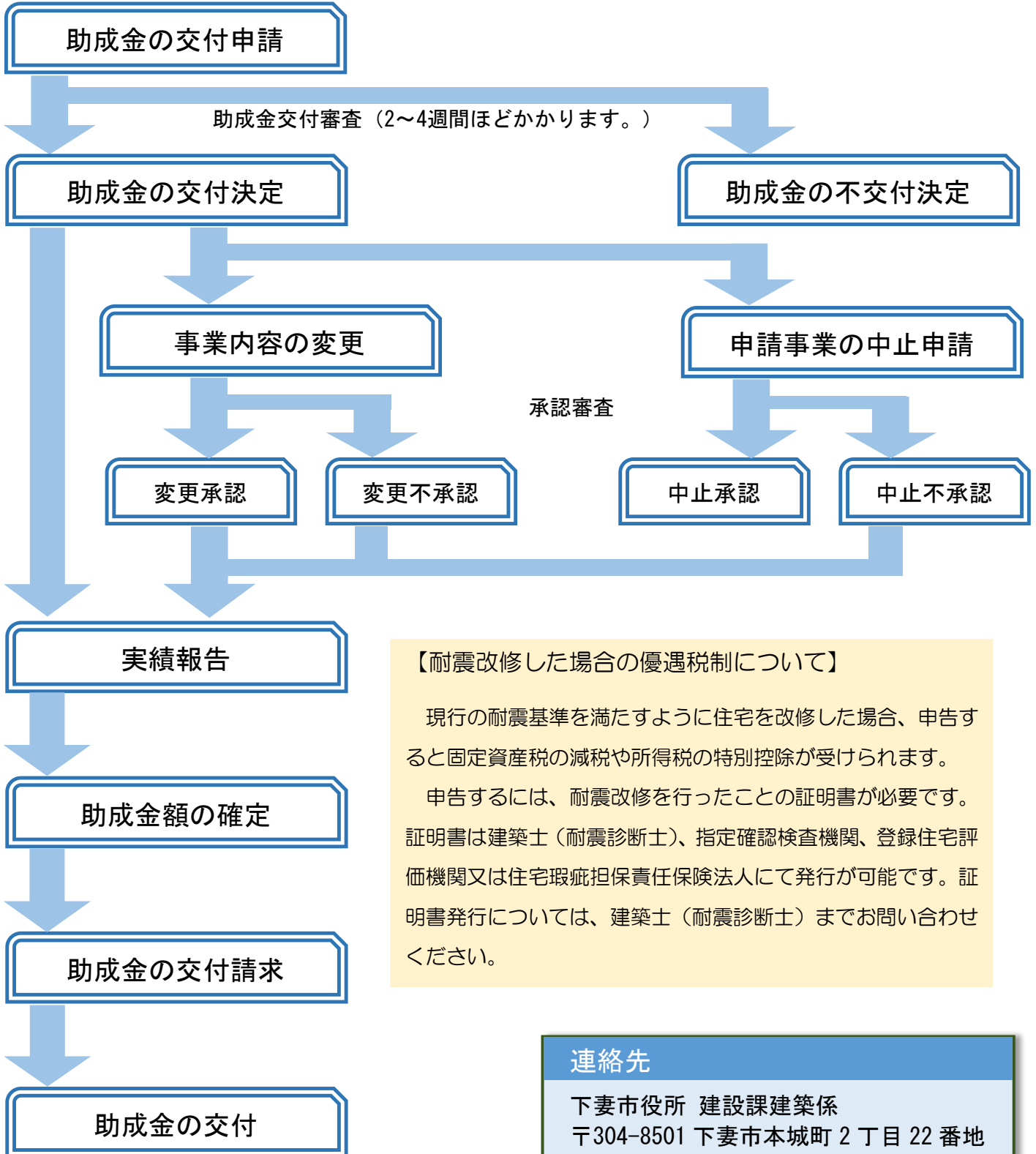
- 住宅を所有し、自己の居住の用に供すること。
- 市内の業者と請負契約を締結すること。
- 申請人及びその世帯員の全てが市税等を滞納していないこと。
- 耐震改修設計及び耐震改修工事の区分ごとに、今までに改修費助成を受けていないこと。



3 助成割合等

区分	助成割合	助成限度額	予定件数
耐震改修設計	費用の1/3以内	10万円	建設課へお問い合わせ下さい。
耐震改修工事	費用の1/3以内	30万円	建設課へお問い合わせ下さい。

木造住宅耐震改修費助成事業 助成金の交付申請から交付までの主な流れ



【耐震改修した場合の優遇税制について】

現行の耐震基準を満たすように住宅を改修した場合、申告すると固定資産税の減税や所得税の特別控除が受けられます。

申告するには、耐震改修を行ったことの証明書が必要です。証明書は建築士（耐震診断士）、指定確認検査機関、登録住宅評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人にて発行が可能です。証明書発行については、建築士（耐震診断士）までお問い合わせください。

連絡先

下妻市役所 建設課建築係
〒304-8501 下妻市本城町2丁目22番地
TEL：0296-45-8127
FAX：0296-43-2945